



# 紀の川市創業支援補助金 マニュアル

紀の川市創業支援補助金は、市内での創業を促進し、市内の商工業の振興と地域経済の活性化を図ることを目的としています。

2026年4月作成



---

## TABLE OF CONTENTS

---

- 01 応募上の注意
- 02 補助金の概要 | 補助対象者
- 03 補助金の概要 | 補助対象経費
- 04 申請の流れ
- 05 よくある質問



---

## 01 応募上の注意

---



### 補助金申請にあたっての注意事項

- 必ず、補助金の交付決定後に事業の着手を行ってください。  
交付決定前の事業については補助対象外となります。
- 申請書を提出した同年度内に創業していただく必要があります。  
年度を跨いでの創業は出来ませんので、ご注意ください。



---

## 02 補助金の概要 | 補助対象者

---

### ■ 補助対象者

※次のいずれにも該当する者であること。

- ① 市内に住所を有し、市内で事業を興す者
- ② 申請年度内に市内で創業し、補助対象経費の支払いの完了を予定している者
- ③ 市税を滞納していない者
- ④ 商工労働課が配信する情報配信メール等を受信する者
- ⑤ 市内に事業所等を設置する者
- ⑥ (小売業及びサービス業の場合) 店頭販売等における売上高が総売上高の100分の30以上を占めること
- ⑦ 創業した後において、中小企業信用保険法第2条第1項第1号若しくは第2号又は同条第3項第1号若しくは第2号に規定する業種のうち、市長が補助対象業種として適当と認める業種を営んでいる者
- ⑧ 創業の日の属する年度の翌年度から起算して3年以上、市内で事業を継続する者
- ⑨ 創業の日の属する年度以前3年度以内に紀の川市創業支援事業計画に定める特定創業支援事業を修了したことを商工会が認めた者
- ⑩ この補助金の交付を受けていない者
- ⑪ 商工会の会員となり、継続的に経営指導を受ける見込みである者
- ⑫ 同一の創業について、国、県又は他の団体から補助金の交付を受けていない(受ける予定でない)者
- ⑬ 創業する事業が、生計を維持するための主たる事業であり、当該事業の創業の日において他者からの給与収入がなく、当該事業に専念する者

## 03 補助金の概要 | 補助対象経費

### ■ 補助対象経費

※補助対象経費の合計が**100万円(税抜き)以上**の事業に限る

#### 1 店舗の取得費及び借入費

家賃等 (**最大3か月分**)

※敷金、礼金、保証金、管理費、共益費その他これらに類する費用を除く。

#### 2 店舗等改修費

店舗等の改修・修繕に要する経費

※**自身で施工や製作を行う場合の費用** (材料費など) を除く。

#### 3 設備費

業務に必要な機器・備品等 (**単価1万円以上**)

※車両等の事業以外にも使用できる汎用性の高いものを除く。

#### 4 広報費

ホームページ・チラシ等の作成費用、新聞・雑誌等への掲載費用等



※対象とならない経費※

- ・文房具等の商品等の提供に直接関係のない消耗品
- ・パソコンや車両等、汎用性の高いもの
- ・商号の登記、会社設立登記、廃業登記、登記事項変更等に係る登録免許税
- ・官公署へ対する各種証明類取得費用 (印鑑証明等)

### ■ 補助金額

補助対象経費が

**100万円(税抜き)以上**の

創業について



**50**万円

を補助

## 04 申請の流れ

### ■ 補助金申請から受け取りまでの流れ

STEP  
01



### 事前相談

事業の着手前に申請書を提出する必要がありますので、申請をお考えの方はお早めに紀の川市役所又はお近くの商工会にご相談ください。

STEP  
02



### 申請書の提出

必ず、**開業届を提出する前に**申請書をご提出ください。  
【添付書類】商工会推薦書、事業計画書、未納がないことの証明書、交付申請額の算出基礎資料(見積書等)など

STEP  
03



### 事業の実施

市から補助金の交付決定通知後、着手(発注)可能

STEP  
04



### 実績報告書の提出

経費の支払い、開業届の提出等全て終了したら実績報告書をご提出ください。

【添付書類】事業に係る経費の支払いを証明する書類・開業届又は商業・法人登記の申請書の写し・営業許可証の写し・商工会の加盟申請書 等

STEP  
05



### 請求

交付請求書をご提出ください。  
補助金は指定の口座にお振込みいたします。

## 05 よくある質問

### ■ 補助対象者について

**Q** 現在、事業を営んでおり、新たに別事業を始めたいと考えていますが、補助対象となりますか？

**A** 申請書の提出時点で事業を営んでいないことが条件となりますので、補助対象となりません。その他、個人事業主が法人化する場合も補助対象となりません。

**Q** 平日は従業員として会社に勤め、休日に趣味を活かしてお店を創業したいと考えていますが、対象となりますか？

**A** 創業する事業で主に生計を立てる人を対象としますので、補助対象となりません。

**Q** 自宅の一室を利用してお店を創業したいと考えていますが、補助対象となりますか？

**A** 営業日、定休日などを定め、入口などに看板などを設置し、事業を行っていることを対外的に示していれば、補助対象となります。

**Q** 何の知識もありませんが、これから創業しようとする場合でも申請出来ますか？

**A** 創業する日の属する年度以前3年度以内に、市の計画に定められた商工会の実施する創業支援事業(創業セミナー)を修了していることが条件となっていますのでセミナーを修了していない場合は、申請出来ません。

---

## 05 よくある質問

---

### ■ 補助対象経費について

**Q** 中古の設備でも設備費の対象となりますか？

**A** 購入により取得し、支払い等を証明する書類が入手できるのであれば対象となります。

**Q** キッチンカーなどを使った移動販売事業で創業したいと考えていますが、補助対象となりますか？

**A** キッチンカー等の車両及び運搬具の購入に係る経費は対象になりません。厨房設備導入、内装改修、広告宣伝費等は対象となる場合があります。

**Q** Amazon、楽天などのECサイトで購入した物品は補助対象になりますか？

**A** 対象となりますが、発注元、発注先、発注物、購入金額、支払い方法、購入物の詳細（商品名、写真等）がわかる書類を添付してください。

**Q** 店舗内装をDIYした場合の費用は対象となりますか。

**A** DIYは補助対象外です。

## 05 よくある質問

### ■ 申請について

**Q** 認定申請前に事務所の賃貸契約を結んでしまいましたが、申請できますか？

**A** 創業に伴う事業全般に着手する前に申請書を提出し、交付決定を受ける必要がありますので、申請出来ません。賃貸契約の他にも、法人登記、法人登記のための司法書士等との契約、事業所の改装業者との契約、備品の購入、広告の契約などの前に申請書を提出してください。

**Q** 国や県などの他の補助金をもらう予定ですが、この補助金も併用して申請出来ますか？

**A** 同一の創業について、国、県または他の団体から補助金の交付を受けていない(受ける予定のない)方が対象となりますので、併用は出来ません。

**Q** 補助対象経費の支払いに対し領収書が発行されない場合、実績報告書に添付する「事業にかかる経費の支払等を証明する書類の写し」は何を用意すればよいですか？

**A** 振り込みに使用した通帳の写しや、ネットバンキングで振り込みした際の取引明細書を印刷したもの等、振込日・振込先・振込金額がわかるものを用意してください。補助対象経費以外のものも含めて一括で支払いをしている場合、請求明細書等も添付してください。

---

## 05 よくある質問

---

### ■ その他

**Q** この補助金の交付を受けて取得した設備に対し、何か制限はありますか？

**A** 耐用年数が経過するまでは、売ったり、貸したり、処分したりできません。もし、故障等により交換が必要な場合は、事前にご相談ください。

**Q** 補助金の交付を受けた後に事業の休止や廃止となった場合はどうなりますか？

**A** 補助対象者の要件に「創業の日の属する年度の翌年度から起算して3年以上事業を継続する者」とありますので補助金をご返還いただく場合があります。当該事業の休止や廃止となる場合は速やかに紀の川市商工労働課までご相談ください。

**Q** 補助対象経費の支払いに対し領収書が発行されない場合、実績報告書に添付する「事業にかかる経費の支払等を証明する書類の写し」は何を用意すればよいですか？

**A** 振り込みに使用した通帳の写しや、ネットバンキングで振り込みした際の取引明細書を印刷したもの等、振込日・振込先・振込金額がわかるものを用意してください。補助対象経費以外のものも含めて一括で支払いをしている場合、請求明細書等も添付してください。